

『南山神学』41号（2018年3月）pp.181-229.

J.J.Conn 『選ばれる小教区』 —翻訳と注解—

田中 昇

論文『選ばれる小教区』(Parishes of choice)¹を読むにあたって

「小教区」と訳されるラテン語の *paroecia* は、もともとギリシャ語の *πάροικος* から来ている。*πάροικος* の意味は「よそ者」や「寄留者」で、新共同訳の1ペト2:11では「旅人」と訳されており、「この世に属する者ではない」というような意味で使われている。しかしこの *πάροικος* こそ、「神の民」(1ペト2:9-10)なのである。この *πάροικος* は、キリスト教がローマの国教として認められ、司教の支配領域を国家の行政区になぞらえて *dioecesis* と呼ぶようになった頃、教区内の細分化された行政単位である各聖堂管理領域を示す言葉となつていった。

本来、カトリック信者にとって、自身の所属する小教区というものは、居住地に基づいて自動的に決定されるというのが教会法の原則である。自分にとっての小教区主任司祭が誰になるのかについても同様である。言い換えると、信者個人にとっての小教区およびその主任司祭は、自分の好みや都合で選り好みできるものではないということである。これは教会法が、原則として属地主義という考え方へ従っていることによるものであるが、旧教会法典を改正する際には、この原則の見直しも提案され、現在では属人小教区という固有の教会共同体も数多く存在するようになった。しかし教会法の規定する属人小教区の設

¹ J.J. Conn, *Parishes of Choice: canonical, theological and pastoral considerations*, in *Periodica de re canonica* 92 (2003) 257-304.

立基準は、信徒個人の都合や選り好みとは全く異なる靈的な要求に基づくものである。

本論文でも考察されているように、小教区とは本来、神を信じる民として、老いも若きも男も女も集う大きな家族的集団である。そこで展開される多種多様な人間共同体の在り方に、本論文の著者は教会論的・救済論的な価値を見出している。もし極端な個人主義的感覚にしたがって次から次へと自分の好みで小教区を変更することが教会においてまかり通るというのなら、それは教会論的にみて共同体として、また神の家族としての教会の崩壊を意味するのではないかだろうか。それは現世的な考え方や趣向によって集った仲間のようなものであって、神の民としての教会共同体ではない。仲の良し悪しはあれ、自分の好き勝手で父や母、兄弟姉妹、祖父母、親戚を取り換える、あるいは気の合わない者は排除し、気の合う者とだけしか一緒に居ないなどというようなことは、健全な「家庭」や「民」の本性ではない。

特定の小教区への所属に関して、日本の教会でも近年、信徒籍という制度をとってきた。これは日本だけの例外ではない。しかし本来、信徒籍なる概念は教会法には存在しない。そして小教区信徒名簿に登録してある・していないということも、本来、信徒の所属小教区の決定には教会法的に何の関係もない。小教区とは、トリエント公会議が定めた通り、その地域に住む全ての人を誰一人例外なく司教ないしその代理者である主任司祭の司牧的配慮の対象として包含する領域を意味するものなのである。

信徒が、上述のように法そのものが規定する地域的な小教区ではなく、自分にとって都合のよい小教区に登録し、そこで信仰生活を営むという動きは、近年、日本だけでなく世界的に広がっている。これは都市構造の多様化に伴って、人や物の流動性が大きく変化し、生活スタイルが多様化してきたことによるものと考えられる。そのため、本論文でも紹介されているように、海外の幾つかの教区では、実際に司教が特別法を制定して普遍法との整合性を持たせつつ、信徒の小教区所属に関する明確な法規定を定めるようになってきた。つまり、普遍法が規定する小教区とは違う小教区に加入する為の条件、そこの主任司祭

の越境的な加入信者に対する法的権限、本来の主任司祭の管轄権などを明確に規定した決定がそれである。なぜなら、こうした信徒籍や登録制度による小教区への加入という現象それ自体は、法的効力を有する特別法によって制度化されていない以上、あくまでも慣習の域を出るものではないからである。信徒籍や登録制というもので管理統制するというのは、恐らく属人小教区のような特別な教会共同体に関するものという趣が強い。

この主題は、日本の小教区において外国籍の信徒に対する司牧者たちの正しい司牧的配慮に関する理解にもつながる。日本人の信徒は、恐らくそのほとんどが信徒籍を「自身の小教区」と呼ぶ場所に置いているが、外国籍の信者の場合は必ずしもそうではない。普遍法の定めがない以上、当然、彼らは、信徒籍カードなど持っていないいちいち移動はしない。では彼らにとっての教区、小教区はどこで、自分の司教あるいは主任司祭とは誰になるのか？この答えは実に明解である。彼らの所属教区、小教区は正に教会法の普遍法に従ったそれである。彼らにとって司牧的配慮の責任者たる司教、主任司祭も同様である。つまり住所地の教会が彼らにとっての小教区であり、そこの教区司教こそ彼らの裁治権者であって、誰よりも先ず彼らへの靈的支援の責任者なのである。

日本の教会の現実においても本論文で問題視されている小教区制度をめぐる法律上の二重構造の問題が見えてくる。つまり普遍法の規定による小教区及び主任司祭と、慣習ないし地域の特別法に基づく小教区及び主任司祭という二重の構図である。その際、日本の教会のように、信徒籍・登録制に基づく小教区への帰属に関して特別法による法的な定義づけが明確になされていない場合、教会法の規定する小教区が、自己の籍を置く小教区と異なっている時、どのような実務上の問題が生じてくるか、本論文に倣ってより慎重な考察が必要となるであろう。特別法による規定が無い限り、普遍法が事実上完全な効力を有するため、普遍法上の主任司祭や司教にしかその権限が無いとされる事案では非常に面倒なことが起こる。実際、現在に至るまで、信徒籍カードが置かれている教会がその人の法律上の小教区で、そこの主任司祭がその信者にとっての教会法が言う主任司祭となるという普遍法の例外規定が日本で明確に定められた

形跡はなく、また普遍法のいう信者にとっての主任司祭の権限についても何も規定がなされていないからである。そのため慣行とはいえ、法律の規定がない以上、これが便利だからと言うだけで普遍法の規定そのものを完全に無視することはできない。

実例を挙げてみたい。ある信者が、小さい頃に洗礼を受けた教会から所属籍を移さないまま転居を繰り返していく中で、良い相手が見つかり結婚を考えるに至った。そしてある時、自分の家の近くにカトリックの教会があるのに気付いた。その者は、近所の教会には日本の教会でいうところの信徒籍は存在しないので、移動の手続きを速やかにしてからそこで結婚の準備をすることになる。この場合、教会法第 1115 条は、信徒籍の在る無しとは関係なく、住所地の教会において婚姻の準備は実施されなければならないと明確に定めている。さらに教会法上、住所地の教会の主任司祭には明確に当該信者の結婚の挙式権限があることも確かである。逆に言うと、遠い昔信徒籍を置いていた教会の主任司祭が出す異宗障害の免除は果たして教会法上有効なのかという疑問が生じる。

別の例を挙げてみたい。横浜市内に住んでいる信者が東京都内の小教区に籍を置いて実際にその教会に通っているとする。彼の結婚は埼玉県内の教会で挙式されたものその後に民法上離婚し、新たな結婚相手となる人物と出会い民法上再婚を考えたとき、その者の前婚の無効宣言手続きは、どこの教区の裁判所に申請することになるのであろうか。法律は明確に、信徒籍の有無ではなく、まずは住所地、そして婚姻締結地の教区に申請するよう定めている（教会法第 1672 条）。そのためこの事案では横浜教区か、さいたま教区の司教ないし法務代理に裁判を申請することになる。ただし現実的には日本の教会では管区裁判所だけがこうした任務を遂行しているので、この事例は、結局は同じ東京管区教会裁判所に申請されることになる。

このように様々な問題をはらむ近年のカトリック教会の小教区制度について、イエズス会の教会法学者 J. J. Conn が著した小論文『選ばれる小教区』(Parishes of Choice: canonical, theological and pastoral considerations, in *Periodica de re canonica* 92 [2003] 257-304) を日本語で紹介したい。それは、この論文を読

まれた方が、小教区制度とは一体何であるか、信仰生活にとってどんな意味や役割があるのか、小教区主任司祭の責任とはどのようなものであるのか等、小教区に関する様々な問題・課題について、正しくそれぞれの理解や考えを深めて、実際の教会生活に生かして頂きたいと思ったからである。個人主義的思想が蔓延した現代においては、とかく人間どうしの絆や関係性が薄らいでいて、人間社会の基本と呼べる家庭、人間共同体というものが崩壊しかけているといつても言い過ぎではないだろう。こうした中で当然、教会共同体もそれなりの世俗から余波を受けているが、そういった時こそ、教会は信仰共同体として聖パウロが神の家族と呼んだその本来的な在り方を強めるべきではないだろうか。

選ばれる小教区

—教会法的・神学的・司牧的考察—

はじめに

教会法上の組織である小教区には長く波乱に富んだ歴史があるが、1917年のカトリック教会法典の公布から第二次世界大戦までは、この小教区の境界が、ある程度よく知られており、かなりの確度で遵守されていたと言っても差し支えないだろう。そして信者の多くは、その小教区によって特定される一定の社会的・宗教的共同体との一体感を持っていた。このことは、カトリック教会が支配的ではなかった国についてもある程度同じことが言えるだろう。

第二次世界大戦に続く 60 年間に、特に高度に発展した先進国において著しい変化が生じた。富の増加や工業・経済的成长、人々の専門性や職業の特殊化、高等教育の広がり、そしてより容易になった通信手段や輸送手段が、個人や家族の流動性の増加に貢献する多くの要素の一翼を担った。中には、暮らす場所や働く地域を大きく異にする者がいるその一方で、ひとつの地域内で頻繁に住居を変える者もいる。このような状況にあって共同体とは、しばしば変更され

る必要があるもの、すなわち探索、発見され、選択によって満足されなければならぬもの、あるいは他者が選択や変更をするととも自分の人生においては大切に育てていくべき宝となってきた。

教会の経験も複雑に変化してきた。第二バチカン公会議後の数十年間で、1950年代には一部の地域ではほとんど知られていなかった価値基準が、今では多くのカトリック信者の期待や要求の中心とされるに至った。これには、とりわけ以下のことが含まれる。すなわち、教会の典礼への完全かつ積極的な参加、神のことばとその説教への注目の増加、様々な形態の個人及び共同体の靈性及び祈りの育成、成人の継続的な要理教育及び養成、信徒の教会の使徒職への関与、ならびに困難な状況にある人々への教会の支援などである。これらの問題は、一部のカトリック信者にとっては他のカトリック信者よりも重大な関心事であったり、一部の小教会がこれらの分野に関して際だった功績を有していることがある²。一部のカトリック信者は、カトリック以外のキリスト教諸派の信者とほぼ同じような仕方で、自身が参加・所属する小教区を決める前に、小教区のいわばショッピング(物色)をする。言うなれば、彼ら「小教区ショッパー」(parish shopper)³は、自分にとって重要な価値観に合致する特色を有する小教区を探し求めるのである。逆に、時に「マグネット小教区」(magnet parishes)と呼ばれる一部の小教区が、その小教区の特徴的な性質を高く評価、サポートし、発展させていくメンバーを惹きつけている場合もある。

別の要素が小教区ショッパーを惹きつけることもある。学齢期の子どもを持つ親は、カトリック学校を運営・支援している小教区に所属したいと思うかもしれない。いっぽう独身者や退職後のカトリック信者は、小教区立の学校に対

² Cf. P. Wilkers, *Excellent Catholic Parishes, A Guide to the Best Places and Practices*, New York, 2001.

³ 訳注：ここで使用されている parish shopper という語句は、本論の中心的な概念を指しているが、和訳する際にはこれを文脈によって使い分け「小教区ショッパー」「小教区を物色する者」「小教区を選択する者」と使い分ける。もし、原文にあわせて一つの語句に統一すべきなら「小教区ショッパー」が原文に最も忠実な訳語と思われるが、著者のこの皮肉的な造語を日本人が理解するには「小教区を物色する・選り好みする」がもっと好ましいのかもしれない。

する財政負担のない小教区を好むこともあるだろう。それでもやはり、それ以外の小教区ショッパーは、教会が自分にとってより居心地のよい礼拝の場としての小教区を求めている。すなわち自分の教会が、聖堂の作りや装飾が伝統的か現代的かということに始まり、冬は暖かく夏は涼しいか、よい音響システムを完備しているか、快適な座席と良好な視界を備えているか、ゆとりある無料駐車場が用意された教会であるかといったことである。また伝統的な教会音楽が好きか現代的な音楽が好きかといった教会音楽に関する好みも特別な魅力になり得る。典礼祭儀や説教などの他の要素にも同じことが言える。たとえばそれらは簡潔か莊厳か、短いか長いかということである。一部の信者にとっては、ミサや他の行事のスケジュールが非常に重要な意味を持っていることがある。小教区の中には、一定の特徴やニーズ、好みをもった人に比較的友好的である、あるいは友好的でないとみなされている場所があるだろう。一定の特徴やニーズ、好みを持つ人とは、移民や異なる言語を話す人々、人種や民族的マイノリティー集団に属する人、高齢者や身体の弱い人、視覚や聴覚その他の身体的ハンディキャップを持つために特別な対応が必要とされる人、特別な典礼が行われることのある 10 代の若者や子供、さらにはミサの間に世話を必要とする乳幼児、あるいは逆に典礼祭儀が子どもの泣き声で邪魔されたり子供のニーズに応えるために祭儀が簡略化されることを好みない独身者や高齢者、さらに何らかの政治的信条を持っている人、教育水準が高い人やそうではない人、特定の職業に就いている人などである。特定の人々や集団にとっての好みとなる事柄は、上記のような客観的な観点や他の会衆の言葉や行動、そしてその小教区に所属している聖職者の説教や、いわゆる司牧のスタイルから理解されることがある。たとえば一部の信者は、その靈性に親近感を覚える修道会の運営の下にある小教区に惹きつけられる。同様に、その小教区民が所属するであろう特定の信者の会や教会運動の中心地となっている小教区もあるだろう。結局のところ小教区は、それぞれの教会論（教会としての在り方）に従って、すなわち聖職者と人々の姿勢、なかでも特に教会権威者に対する姿勢、聖職者と信者それぞれの役割、そして教会内の法的拘束力によっても分類することがで

きる。伝統主義的傾向を持つ人々は、たいてい教会法の範囲内で幸せな我が家（ハッピー・ホーム）を個人で見つけることができる。しかし教会法は、一般に伝統主義者にとって豊富な規則を有してはいるものの、それでも彼ら伝統主義者は、典礼、説教及び要理教育について満足のいくものを提供してくれる小教区の方に自分の所属小教区から引き寄せられるものである。一方で、典礼書や教会法の提示するものを超えた一般信徒の役割を探し求めているカトリック信者（いわゆる包括主義的な言葉遣いを用いて規則の更なる広い範囲での適応を図ろうとする信者），特に女性の広範な役割を探し求めているカトリック信者も、自分が求めているものを提供する小教区をどこかに見つけることができるだろう。

彼らの好みが何であるかにかかわらず、小教区ショッパーは3つの一般的なカテゴリーに分類することができる。第1のカテゴリーに分類されるのは、新しい土地に移動し、そこに住所を得ていたとしても、世俗・宗教いずれにおいても未だ一定の共同体に所属しているという実感を抱いていない人々である。彼らは、特に宗教上の共同体の必要性を感じて、おそらく単に法を知らないことから、居住地域が共同体を自動的に規定するという法規を認めず、自分が共鳴できる相性の良い共同体を探し求める事になる。2つめのショッパーのカテゴリーは、何らかの理由によって住所に基づいて所属することになっている小教区共同体の一員であるとは感じていない、疎外感を持った又は不幸なカトリック信者である。これらのカトリック信者は、他の場所で自分にとっての教会共同体を探そうとする。さらに第3のカテゴリーに分類されるショッパーは、住所地の小教区以外の小教区への所属を求めるカトリック信者で、自ら選んで所属している小教区共同体に満足しており、住所を変更した後であっても引き続きその小教区の一員であると考えて自らそのように行動する人々である。このような現象が世界各地でどの程度広がっているのかを推定することは難しい。ニューヨークで発行されている北米のイエズス会論文誌である *America* に最近掲載されたある記事では、アメリカ人のカトリック信者のおよそ 15 パーセントから 30 パーセントが、自分の本来の（法の規定する住所地による固有の）小

教区以外の小教区に所属している可能性があると示唆している⁴。

この記事は、こうした現象には「善し悪し」があることを認めてはいるものの、著者は「買手市場」という考え方や、こうしたカトリック信者の「ますます自らの足で語り、(法律が定めた)お仕着せの小教区ではなく、特色ある文化を持った小教区を探し求めるようになっている」傾向に懸念を抱いてはいないよう見受けられる⁵。私がこの論文を書こうと思ったのは、この記事がきっかけである。私は幾つかの点においては、先ほどの論文の著者であるプロフィー神父と彼の描き出した現象に共感してはいるものの、彼が思っている以上に、この「善し悪し」のうちの悪い面にこそ注意を払うべきだということにより説得力があると感じている。それゆえこの論文の残りの部分では、以下の点について考察する。

1. 小教区への所属と教会法典
2. 自主的な小教区の選択に関する諸教区の指針
3. 属地小教区、属人小教区及び自主選択された小教区への所属に付随する教会論的考察
4. 小教区信徒と小教区主任司祭に関する教会法上の問題
5. 結論

1. 小教区への所属と教会法典

1. 1. 住所と準住所

教会法典は、小教区への所属について何ら詳しい言及をしていない。しかしこれに関連して、教会法第 102 条第 1 項は、「住所は一定の小教区、又は少なくとも一定の教区に何らかの妨げがない限り永住する意思をもって居住するか、

⁴ D. Brophy, *The Parish of Choice, in America*, vol. 185 (2001) 9.

⁵ D. Brophy, *The Parish of Choice, in America*, vol. 185 (2001) 14 (note 2).

又は満5年を経過した居住によって得られる」⁶と定めている。教会法第102条は、さらに第2項において「準住所は一定の小教区、又は少なくとも一定の教区に何らかの妨げがない限り少なくとも3か月居住する意思をもって居住するか、又は実際に3か月を経過した居住によって得られる」と定めている。最後に、その第3項において教会法第102条は、「住所又は準住所が小教区内にある場合には、『小教区の』住所又は準住所といわれる。教区内にある場合には、たとえ小教区においてそれを欠くとしても、『教区の』住所又は準住所といわれる」と明言している。そして教会法第107条は、この地域的な原則に基づく裁治権に関する結論を次のように定めている。すなわち、「住所又は準住所によって自己の小教区主任司祭及び裁治権者が定まる」(第1項)。属人小教区であっても少なくとも何らかの地域的境界領域を有するため、教会法は、個人の本来の小教区を定める方法について他に規定を置いていない。第2項において住所不定者の規程が、さらに第3項において教区の住所又は準住所のみを有する者についての規定が置かれている。すなわち、彼らは現に居住する場所の小教区主任司祭に従うことになるというものである。

そもそも「キリストの教会」への所属は、洗礼によって生じ(教会法第96条)、その義務及び権利は、カトリックの教会との交わりが不完全である場合あるいは制裁によってのみ制約される。そのため、小教区に所属する信者とは、カトリック教会で受洗しているか又はカトリック教会との完全な交わりに受け入れられた者であって、その地域内に住所又は準住所を有する地域的(属地)小教区の一員であると言える。ただし適法に科された制裁により小教区所属信徒の一定の権利が制限されることがある。ここで、小教区への所属の条件には、他に例えば在籍名簿などへの登録やそこで正規の婚姻を結んだこと、ミサに出席していること、秘跡の受領又は経済的な支援を行っているといった主観的な条件は何ら存在していないことを指摘しておくことは重要である。これらは信徒の義務とされることではあるものの、一定の小教区への所属の条件ではない。

⁶ 法典の条文は有斐閣の『カトリック新教会法典』(1992年)から引用しているが、適宜訳者が部分的に修正を加えている。

このことは、例えば、必ずしも小教区の所属信徒の全員が小教区の提供する全ての特典やサービスについて平等な権利を有するのではないということを意味している。全ての者がキリスト教教育を受ける権利を有する（第 217 条）が、これは必ずしも全員が無償で所属する小教区立の学校に通うことに帰着するものではない。

部分教会内の小教区の存在とは任意のものではない。というのも教会法第 374 条第 1 項は、「全ての教区又は他の部分教会は、分割された部分、すなわち小教区に分割されなければならない」と定めているからである。

1. 2. 属地小教区と属人小教区

教会法典は第 515 条第 1 項において小教区の概念を以下のように定義している。

小教区は、部分教会内に恒常に設立された一定のキリスト信者の共同体である。その司牧は、教区司教の権威のもとに、その固有の司牧者としての小教区主任司祭に委託されている。

こうした信者の共同体を決定するものは何であろうか？教会法第 518 条は 2 つの可能性を明らかにしている。すなわち、一つの地域又は諸地域の組合せ（たとえそれが教区全体に及ぶものであっても）とその小教区の信者に共通するその他の特徴である。すなわち、

小教区は、原則として地域的、すなわち一定区域の全てのキリスト信者を包含するものでなければならない。必要と認められる場合は、一定区域のキリスト信者の典礼、言語、国籍及び他の理由によって定められる属人小教区を設立しなければならない。

教会法は第 813 条において「他の理由」のうちの 1 つを明記している。すなわち、

教区司教は、小教区の設立、又は少なくとも、恒常に任命された司祭を通して、学生に対して熱心に司牧的な配慮をしなければならない。教区司教は、大学内に、たとえ非カトリックの大学であっても、学生に援助、特に靈的援助を提供するカトリック学生センターが設けられるよう配慮しなければならない。

1983年の教会法典は、属人小教区の設立が必要と認められる場合の判断について教区司教に対してより大きな裁量を認めている。1917年法典の第216条第4項は、属人小教区の設立については使徒座の許可を要求していた。明らかだと思われるのは、地域的な小教区（属地小教区）については、本当の意味で既にそこに共同体がある場合でもない場合でも、境界線が小教区を創設し定めるが、属人小教区においては共同体は既に存在し小教区はそのニーズを満たすために創設されるものであるということである。教会法典に明示的に列挙されている理由以外によって属人小教区を創設する場合には、使徒座の許可を求めることが適當ではないかと指摘されている⁷。このような用心は、おそらく補完性の原理を侵害するものではなく、むしろ小教区ショッパーが生み出す恐れのある同種の危険の幾つかに対する防御措置となるものであろう。

教会法第529条第1項は、小教区主任司祭の様々な司牧的任務を列記しており、そのほとんどは、小教区主任司祭が「自己の司牧に委ねられた信者を知っている」という前提で語られている。それは実際、小教区主任司祭がそうなるように努めるべきだとして列挙されている任務の1番目のものである。特に都会の大規模な小教区においては、明確に小教区の境界を設定することが、この難しい任務を間接的にも達成可能にする一つの方法である。教会法第529条第2項の求める小教区主任司祭による信者達の「小教区の交わり」を推進する努力は、同項が小教区主任司祭に信者が「教区及び普遍教会の一員であることを自覚」するよう促すことを求めていることから、信者が一定の小教区に所属し

⁷ Cf. F. Coccopalmerio, *La Parrocchia*, Milano, 2000, p.17.

ているという感覚を持っていることを推定しているように思われる。小教区主任司祭は、小教区ショッピングという現象を認識し、信者に対してどの地域の信者共同体の生活に加入するかについて可能な限り彼らが責任ある決定を行うよう支援すべきである。

1. 3. 他の信者共同体

いずれの小教区も信者の共同体であるが、小教区ではない信者の共同体も存在することがある。小教区の独占的とまではいかないとしても、他とは一線を画す小教区の持つ特徴は、確実性をもってあるいは確定的に、安定性をもって(法的に)部分教会を構成すること、そして教区司教の権威のもとにその固有の司牧者としての小教区主任司祭に委託されていることである。最も小教区に類似しているものは、教会法第516条第1項に規定されている準小教区である。これも特定の部分教会内の確定的な共同体であって、その固有の司牧者としての司祭(小教区主任司祭ではない)に委託されたものであるが、小教区とは異なり、安定性を欠き、法典が規定するように「特別の事情により」未だ小教区として設立されていないものである。これには、財政面での不安定さ、人口の変動、永続的な司牧的配慮の不確実性といった要素が含まれる。それらは全て小教区が有すべき安定性の欠如を示すものである。このため準小教区は、他の小教区から独立しているので、小教区以外の信者共同体の中でも異色の存在であると言える⁸。

他の信者共同体の中には、おそらく当然のことながら奉獻生活の会と使徒的生活の会及びこれらの所属組織を含めることができるであろう。これらの定義、

⁸ Cf. F. Coccopalmerio, *La Parrocchia*, p.78, note 5; 1973年2月22日に公布された司教聖省の指針 *Directory on the Pastoral Ministry of Bishops, Ecclesiae imago* は、183項において「救靈に係る任務」、「司牧の家」、「司牧センター」などの「特定の使徒的活動の中心地」について扱っている。同文書は、これらはそれぞれ小教区の地域内に所在しているということを指摘している。なおこの英語版は、Canadian Catholic Conference が1974年に発行している。

設立方法及び司牧的配慮の方法については教会法典の他の部分に規定されている（第 573 条～第 746 条、ならびに第 567 条を参照）。

教会法は、第 516 条第 2 項で「他の信者共同体」について特に言及している。すなわち、「一定の共同体を小教区又は準小教区として設立することができない場合、教区司教は他の方法によって、その共同体の司牧的配慮をしなければならない」と。ここで「一定の」という語は、「確定的な」を意味する第 515 条第 1 項及び第 516 条第 1 項で使われているラテン語の *certa* ではなく、「なにがしかの」という意味のラテン語 *quaedam* で表されていることに注意したい。これらの他の共同体は、その管理監督が主管者司祭（rector）に委託された何らかの小教区以外の他の教会組織と結ばれることがある（第 556 条～第 563 条）。しかしながら、これらの主管者司祭は、第 558 条によって第 530 条第 1 号から第 6 号に列挙された小教区の聖務を、その要求に従って、教会所在地域の小教区主任司祭又はその聖務の受益者の属する属人小教区の司祭の許可又は委任なく行うことを明示的に制限されていることに注目することが重要である。これらの小教区の聖務の中には、洗礼の執行、結婚式の立ち会い及び葬儀の執行がある。小教区以外の教会は、地区裁治権者の明示的な許可がなければ洗礼盤を設置することができない（第 858 条第 2 項）。また小教区教会以外の教会で実施される典礼の聖務は、「小教区の奉仕職に何ら害を及ぼしてはならない」のである。第 559 条は、この件に関して地区裁治権者に裁量権を委ねている。逆に言えば、地区裁治権者は、主管者司祭に対して、その教会において信者のために聖務を特別に執行するよう、又は教会で典礼祭儀を実施するために一定の信者団体に教会を利用できるよう命じることができる（第 560 条）。

教会法が以下の通り定義する団体付司祭（cappellanus）についても同様の規定が設けられている（第 564 条～第 572 条）。すなわち、

団体付司祭とは、一定の共同体、又は特定のキリスト信者の集団のため、その司牧の少なくとも一部が、普遍法及び局地法の規定に従って行われるよう恒常的様式で委託されている司祭である（第 564 条）。

団体付司祭は次のことのために任命され得る。すなわち、病院、刑務所及び航海中の船舶（第 586 条第 2 項）、特別法が適用される軍隊（第 569 条）、小教区の環境下にない大学の学生（第 813 条）、及び信者の公的会⁹である。ただし第 317 条第 1 項にしたがって、信者の私的会は、団体付司祭ではなく靈的顧問を有する（第 324 条第 2 項）ことから、権限ある教会権威者が特に団体付司祭を任命しない限り法そのものによってその権限が靈的顧問の司祭には与えられないことに留意すべきである。

団体付司祭は、本来の司牧者に要求される全ての権限を付与されていなければならない。局地法又は個別委任によって付与される権限の他に、法そのものが団体付司祭に対して職務上、自己に委ねられた信者の告白を聴き、神のことばをのべ、臨終の聖体拝領及び病者の塗油を執行し、かつ死の危険にある者に堅信の秘跡を授ける権限を付与している。その他の全ての権限は個別に与えられなければならない（第 566 条第 1 項）。これは、団体付司祭の奉仕職の職権から、洗礼の秘跡の執行又は非カトリックの受洗者のカトリック教会との完全な交わりへの受け入れを排除し、その結果、幼児期を過ぎた者の入信における堅信の執行という法そのものに由来する権限（第 883 条第 2 項）も排除しているものと受け取れる。

教会法典には、団体付司祭が小教区（主任司祭）の権限に害を及ぼさないようにするための警告的な規定が幾つか含まれている。例えば、第 568 条は、「生活の事情により、小教区主任司祭の通常の司牧を受けることができない人びと、すなわち移住者、亡命者、難民、放浪者及び船員のために可能な限り、団体付司祭が任命されなければならない」と規定している。さらに第 571 条は、「司牧的任務の行使において、団体付司祭は、小教区主任司祭と適切な連係を保たなければならない」と規定している。

⁹ コッコパルメリオ枢機卿は、教会の公的会の協力司祭を他の団体付司祭と区別して、前者は公的会の長ではないが、団体付司祭は本来団体の長であると指摘している。Cf. *La Parrocchia*, pp. 32-33, note 5. ただし彼は、教会法第 565 条を信者の公的会の団体付司祭に適用することについては何らコメントしていない。

主管者司祭は教区司教によって任命され（第 557 条第 1 項），団体付司祭は地区裁治権者によって任命される（第 565 条）。彼らは，奉仕する共同体の境界及び法そのものが与えるもの以外の権限の受託については教会の権威者に依存している。実際，これら（特別な）信者共同体の上に位置する教会権威者が有する管轄権の中に，小教区（主任司祭）の持つ他の組織のそれよりも強い権限が含まれるのである。教会法第 515 条第 2 項は，「教区司教のみが小教区を設立，廃止又は変更する権限を有する。ただし，教区司教は司祭評議会の意見を徵せず，小教区を設立，廃止又はそれを著しく変更してはならない」と定めている。

信者は，教会主管者司祭の奉仕に与るか団体付司祭の奉仕に与るかについて選択の余地がある。例えば，単純に前者のいる教会に頻繁に通うことによって，あるいは信者の公的会に参加して自由に団体付司祭が奉仕する共同体の一員になることによって，いずれかの奉仕職の世話を受けられるという選択肢がある。同様に，本稿の後半で解説するように，信者はその本来の属地小教区又は属人小教区以外の小教区で秘跡及びその他の靈的善を受ける自由をも有する。ただし特定の状況においては，その本来の小教区主任司祭又は裁治権者の許可を得なければならない場合がある。こうした主管者司祭が監督する教会及び団体付司祭が奉仕するその他の信者の団体について，その主題とは異なる論点として，特に小教区ショッパーが他の小教区生活に加入する理由が正当とされる際の 小教区ショッピング現象との類似性を指摘することができる。これら全ての場合において，問題となる信者は，「生活の事情により自己の小教区主任司祭の通常の司牧を受けることができない人びと」に該当することになる。

1. 4. 慣習との関連性

私は，慣習に関して一つの考察をしてこの章を終えたいと思う。信者が自ら小教区を選ぶという慣行は，一部の地域において教会法第 23 条から第 26 条に定義される法の効力を有する「慣習」となっていると言うことができる。この可能性については，より深い研究の価値があるが，法としての慣習が立証されるためには，教会法の要求する全ての条件を満たさなければならないというこ

とを思い起こすことが重要である。そのうちこの問題について最も厄介なのは、第24条第2項の合理性の要求かもしれない。すなわち、「教会法に反する慣習又は教会法と並行して行われている慣習も、合理的なものでない場合は、法律の効力を有することができない」のである。小教区選択の個々の事例のほとんどは合理的であるが、そうではない場合もある。この現象は、法としての慣習の基準を満たすには、あまりに多くの課題があるように思われる。

2. 小教区の自主的な選択に関する諸教区の方針

私は「選ばれる小教区」というテーマについて局地法を研究するために精力的に努力したことはないが、このテーマに関する一つの刊行物¹⁰を見つけ、さらに数百人に及ぶ主に英語圏の教会法学者が購読している Listserv（ある種の管理型メーリングリスト）に投稿された質問に対する幾つかの返信を入手した。

ここでこれらの文書や質問の代表的なものを幾つか紹介する。私は小教区ショッピング現象に関する逸話的なコメントが含まれる幾つかの返信に加え、3つの教区の指針を述べた文書の写し、そして4つ目の教区の指針の草稿を得た。ただし、これらの文書が局地法の性格を持っているものなのか、そうでないのかは明確ではない。プロフィー神父は *America* の記事で以下のように所見を述べている。すなわち、

司教の多くは、自ら礼拝の場を選ぶことを希望するカトリック信者たちの動向を容認してきた。例えば、シンシナティーの大司教ダニエル・ピラルツィク (Daniel Pilarczyk) は、今日は昔よりも「小教区の地域的性質は厳格に遵守されていない」と認めている。同大司教は、カトリック信者が自ら自分の小教区を選択することに関して、彼らが選んだ小教区の司祭に彼らを受け入れる用意がある場合に限りこれを容認している。他の多くの教区においても同様な理解がなされている。いずれにしても、司教

¹⁰ Crossover Parishes: Honolulu Decree on Proper Parishes (1 June 1986), in *Origins* 16 (1986) 279-280.

がこうした動きについてできる対応はほどんどないと言っていい。なぜならカトリック信者が小教区を切り替えたいと思ったら、彼らは（自由に） そうしてしまうからだ¹¹。

2. 1. ホノルル教区の決定

小教区所属に関するホノルル教区の決定 (*Honolulu Decree on Proper Parishes*, 以下 HDPP と表記する) は、個人が「別的小教区共同体の一員になる」ことを選択する理由の幾つかを挙げている。これらには次の事柄が含まれる。すなわち、「その小教区なら、家族が小教区立の学校に子どもの居場所を見つけることができるから、あるいはそこの教会共同体のスタイル（流儀）が好きだから、又は他の家族がその小教区に愛着を抱いているから、さらには単純に便利だから、また前的小教区に不満があるから・・・など」である。HDPP は、こうした選択が「正式」なものであることを求めている。すなわち、「その人及び／又は家族は、彼らが選んだ小教区に登録しなければならず、彼らはその期間、誠実に自らの能力及び財産を投じてその小教区の活動に意欲的に取り組むことが期待される」のである。登録時に移動先の小教区主任司祭は、「本来の教会権威者と教会の法規及び価値を遠ざけようとする試み」を排除するよう監督しつつ、移動前の小教区主任司祭にクロスオーバーの（越境的な） 移動である旨を連絡すべきである。HDPP は、こうした信徒の移動先の小教区主任司祭に対して、「洗礼、堅信、婚姻及び葬儀の許可が推定され得る」「本来の実務上の司牧者」であると規定した。つまり「本来の実務上の司牧者」は、「本来の属地法上の司牧者」の許可を推定しているものと考えられるのである。さらに同司教は、明らかに教会法第 1115 条に言及しながら以下のように決定を下した。すなわち、「私はこれをもって、各小教区の主任司祭に対して、その小教区において『越境してきた小教区民』全員の婚姻挙式に合法的に立ち会う裁治権を与える」と。ホノルル大司教が HDDP において行った法律行為の性質を見定めることは

¹¹ D. Brophy, *The Parish of Choice*, p. 13 (cf. note 2).

難しい。彼はある小教区主任司祭と、様々な祭儀の挙行許可が推定される他の小教区主任司祭の従属者との間に新たな権利・義務関係を設定しているように思われる。移動先の小教区主任司祭の一定の監督が期待されているその一方で、こうした新たな関係に効果を与える唯一の行為とは、選ばれた小教区に対する一定の献身を前提とした「越境の小教区民」の「正式な（信徒籍の）登録」である。この取り決めは、いずれの小教区主任司祭の同意も必要としているようには思われない。また同大司教は、これらの場合全てにおいて婚姻が第1115条の求める婚姻両当事者の本来の小教区の外で行われることを原則的に許可しているように見受けられる。表明されているこの取り決めの目的は、「既に実施されている任務を成文化し、全ての者について本来の司牧的配慮をする者とその責任者とを確実にすること」である。HDPPは固有の属人的な小教区を、それを求める個人のために創設するものであるようには思われない。むしろそれは慣習を認め、少なくとも婚姻の挙式地について原則的な許可を与えるものであるように思われる。

2. 2. 他の方針

その他の様々な教区本部事務局から筆者に送られてきた他の方針は非公式に発行されたものに過ぎないためここでは教区名は伏せて言及する。

A教区は『司祭への権限委任書』(pagella)において第515条に関する実例を提示している。その一部には以下のように述べられている。すなわち、

A教区の長年の慣習により、司牧者はその小教区の境界外の人について、彼らがその小教区において（信徒籍の）登録を行うことを選択した場合、その責任を引き受けることができるが、そもそもこの登録は教会法で認められた概念ではない。

この文章は続いて、（信徒籍の）登録は、住所に基づいて小教区所属信徒となっている者に対しては小教区主任司祭が奉仕職を果たす条件となり得るもので

はないことを確認している〔訳注：なぜなら教会法に従えば、信徒が住所地の小教区に在籍登録をしていようがしていまいが、信者は自動的に住所地の小教区主任司祭の司牧の対象となっているからである〕。しかしながら、他の者（小教区の地域外の信者）に関しては、同文書は以下のような結論を出している。

すなわち、

信者が、ある小教区の境界外に居住している場合、自身の住所地以外の小教区に登録することは通常の権利ではなく特権であるため、司牧者はこのような者に対して彼らが司牧的配慮を受ける前に、彼らにより多くのことを要求することができる。たとえば司牧者は、こうした信者がその小教区に登録し司牧的配慮を受けることを認める前に、定期的に決められた教会に通うことや献金の拠出の記録を求めることができる。公正の観点から、これらの要件は、彼らが司牧的配慮を求めた時に当事者に對して明らかにされるべきである。

この記述は HDPP ほど詳細ではないものの、慣習の存在を明確に認めている。この慣習は、明らかに信者個人とその本来の小教区主任司祭以外の小教区主任司祭との間に、ある程度の安定的な司牧上の関係が存在することを許容するものであるが、その関係を構築する動機は書かれていらない。このような関係は、移動先の小教区主任司祭が定めた相互に了解される諸要素によって条件付けられることがある。関係者（小教区信徒及び 2 人の小教区主任司祭）の具体的な権利及び義務、また提供されるべき「司牧的配慮」に含まれる祭儀の中身については言及されていない。この実例は、他の文書とは異なり、移動前の小教区主任司祭については言及しておらず、彼の同意が必要かどうか、また彼は連絡を受ける必要があるのかさえ明らかではない。

より詳細な手続きが、小教区への所属に関する B 教区の方針を述べた文書に記載されている。この文書の性質は定かではないものの、文書内には、それが

「方針」(policy) であると書かれている。本稿のテーマに関する規定は以下の通りである。

一この教区において個人又は家族が、その地域外の小教区（属人小教区か他の属地小教区かを問わない）に登録する場合、彼らは安定的な基盤の上に設立された明確なキリスト信者共同体への所属に付随する選択された小教区内における権利及び義務の全てを取得する。

一司牧者は、家族又は個人の登録に際して、彼らの積極的かつ安定的な所属が確実に期待されるという根拠がある場合にのみ家族又は個人の登録を受け付けるようにする。これらの登録の物理的記録の原本は、これ以降、小教区のファイルに保管することとする。

一この方針を踏まえて、移動が許可された場合（もしくは本方針発行日以前になされた「移動」の事案における事実上の所属について）、婚姻に関する本来の司牧者の許可（教会法第 1115 条）及び葬儀についての本来の司牧者への通知（教会法第 1177 条第 2 項）についての必須要件は、選ばれた小教区の主任司祭によって果たされるべきものと推定される。

ここでも選ばれた小教区を（法的な意味での）本来の小教区とする試みは行われていないように思われる。「移動」は、この文章で引用符が使用されていることから、非専門的な意味で理解されているように思われる。移動の動機は明記されていないが、移動先の小教区主任司祭は、所属を求める者が積極的かつ安定的に教会生活をすることが「確実に期待されるという根拠」によってのみ要請を受け入れ、さもなければ受け入れを拒否する。しかしこの判断基準は提案されていない。

C 教区の局地法抄録には小教区所属に関する章が含まれている。この章では、地域性（属地主義）が推定されていることは確かであるものの、幾つかの例外が定められている。そのほとんどは、既に存在する一定の属地小教区を様々なカテゴリーの人（大学生、軍人、聴覚障害者、アフリカ系アメリカ人など）の

属人小教区として指定するものである。こうした例外の1つとして「個人の選択」という分類がある。該当文章は以下の通り規定している。すなわち、

小教区の区域外に居住している個人又は家族は、以下の条件を満たす場合、その小教区の所属籍を取得することができる。(a)居住地の小教区主任司祭が許可すること。(b)その小教区への所属の求めに対して同小教区主任司祭もこれに同意すること。(c)後者の小教区の所属籍を得るために求められる他の通常の要件を全て満たしていること。かつ(d)教区本部事務局が後者の主任司祭から小教区所属の変更について連絡を受けること。

最後の点は、明らかにこの規定の出典元である司教の決定に言及したものである。この文書の言葉遣いは、明らかに他の文書のそれとは異なるものとなっているように思われる。何よりもまず、これは法 (*lex*) の形態を取っており、明らかに司教の一般的決定 (*decretum generale*) を言い表したものである。その意図は、一定の条件が満たされている限りにおいて、全ての小教区を、個人が自身の小教区として選択する小教区とするものであるように思われる。これらの条件の第3番目、すなわち「この後者の小教区の所属籍を得るための他の通常の要件」を満たすことに関しては明確ではない。この要件とはいっていい何であるのか、誰に関するものであるのか？（一般法に従って）住所を理由として小教区に所属する者については、カトリック教会での受洗又はカトリック教会に受け入れられること以外に所属要件は（法的には）何ら要求されていない。この文章はそれ以上の何かを示唆しているのであろうか？もしそうだとするなら、その要件とは、この特別規定に基づいて所属籍を得る者のみを拘束するでなければならないであろう。

この取り決めは正当なものであろうか？いずれの法の規定も、小教区がもっぱら属地的なものであるかもっぱら属人的なものであることを要求したり、1つの小教区が属地小教区でもあって、同時に属人的な小教区でもあることを禁

じているように思われる¹²。ここで問題とされている事例において、この司教は小教区を一定の条件でそこに所属することを選択する人にとって属人的なものとする事実上の変更を行っている。教会法第 515 条第 2 項は、教区司教が小教区の境界領域を変更する前に、その行為の有効性を確保するために、司祭評議会の意見を聴くことを求めている。第 518 条は、様々な理由によって「必要と認められる場合は」属人小教区を設立することについて教区司教に幅広い裁量を与えていた。1983 年法典は、過去の限定的な実務の在り方を変更したが、属人小教区の設立に関する法文は、単なる個人の選択という主観的な要素をその判断基準として規定することを意図してはいなかつたように思われる。第 518 条の言う「他の理由」とは、(個人の好みではなく) 教会法で既に言及されている様々な客観的な多様性(典礼、言語、国籍)を意味している可能性が高いと言えるだろう。

2. 3. 疑問点

これまで信者に所属小教区の選択を許可することについての諸教区の実践例を幾つか見てきたが、このことはまず地域の権威者が発行したこの件に関する文書の性質(それが一般的決定であるのか等)をより明確にする必要性を示唆している。同様に、普遍法では用いられていない用語、例えば「所属籍」、「登録」といった用語が採用されている場合、その用語法についても明確に定める必要がある。そのことはさらに、移動後的小教区主任司祭だけでなく移動前の 小教区主任司祭にも関わる職権濫用の防止という観点からも有用であろう。これらの事例において、信者が実際に本来の小教区(所属籍)を新たに取得するのかどうかも明確にすべきである。新たに取得した小教区(所属籍)が、もっ

¹² Cf. T. Green – J. Provost – R. Wiatrowski, *Establishment of a Parish That is Both Territorial and Personal*, in *Roman Replies and Advisory Opinions* 1994, pp. 102-110. この中でプロボストは、「ある属地小教区において、他の地域の小教区に所属するカトリック信者が定期的参加しているその小教区に自身の信徒籍の登録を希望する場合、その人にとってその小教区は、属人的な小教区ともなり得ることを認める方針を司教が採用している」まさに「選ばれた小教区」の事例を示している。

ばら属人的なものである場合は、一定の行為、特に婚姻の有効性を確保するために所属籍を得る場合の基準は、特別明確に規定されなければならないだろう。いかなる場合においても、新たな固有の小教区（所属籍）が得られるか否かは、一定の行為の合法性を決定すること、ならびに住所に基づく法そのものによる小教区との関係性に影響を及ぼすであろう。本来、属地小教区への所属は住所の喪失によってのみ失われることから、（自主的に選択した）第二の固有の小教区（所属籍）を得た場合、住所による小教区との並列的な裁治権が同時に存在することになると考えられる。第二の固有の小教区（所属籍）が得られない場合、本来の（法に基づく属地）小教区主任司祭は、自身に従属する信徒が、例えればいずれの当事者にとっても本来の小教区ではない場所で婚姻挙式するための所定の許可を与える法律上の特権を保持していると言える。

3. 属地小教区、属人小教区及び自主選択された小教区への所属に付随する教会論的考察

信者が（法により住所に従って定められた）自己の小教区ではない小教区に加入することが望ましいか否かを判断するに当たっては、教会法上、彼らがそれを実施することがどれ程適切であるか否かにかかわらず、様々な要素を考慮しなければならない。ここで教会法第 518 条の原則を思い起こす必要がある。すなわち、「小教区は、原則として地域的、すなわち一定区域に住むの全てのキリスト信者を包含するものでなければならない」。この地域性（属地性）の優先性は、恣意的なものでも絶対的なものでもない。これは 1967 年に開かれた世界代表司教会議が承認した法典改正について定められた 10 の原則を反映したものである。すなわち、

現代の使徒的活動が属人的な管轄単位を推奨しているように思われるところから、教会行政の職務遂行における属地性の原則は何らかの形で再検討すべきである。そのため新しい法典は以下の原則を確認するものとする。すなわち、一般的には神の民のうち統治すべき部分は地域に基づい

て定めることとするが、それが有益な場合は、少なくとも属地性と共に、他の要素を信者共同体の決定基準として認めることができる¹³。

本稿ではこれまで、自己の本来の地域的な小教区以外の小教区生活に加入するというカトリック信者の慣行を正式なものとする為の試みの例を幾つか挙げてきた（小教区を本来の属人的小教区と定める試みも含めて）。ここからは、信者が本来の小教区以外での教会生活に加入する機会を認めることに関して、法そのものが十分な柔軟性を有していることを示したいと思う。彼らがこうした教会での生活に加入することを希望する理由の多くは、既に本稿の導入の終わりに列挙してあるが、その中の一部は他よりも称賛に値するものであり、また合理的でありさえする。本章では、信者が本来の地域的な小教区とのつながりを維持することを支持する幾つかの議論を提示する。これらの議論は、第二バチカン公会議の教え、特に教会法第 515 条第 1 項の出典として引用されている文書に依拠するものである。小教区生活へのより適切な加入の仕方の類型を識別するプロセスにおいては、この教えを考慮することが重要であろう。

3. 1. 地域性と教会位階制との関係

各自の本来の小教区に加入することを支持する 3 つの根拠は、小教区と部分教会との間にある関係性について説明している『典礼憲章』の第 42 項「小教区における典礼生活」に基づいている。その理由は、司教が「その群れ全体に関して、いつもそしてどこでも監督する事はできない」ので「やむをえず信者の群れの中に集団を組織しなくてはならない」というものである。こうした集団の中で「もっとも優れたものは、司教の代理を果たす司祭のもとで地域的に設立された小教区である」。他の箇所では、公会議の教父たちは、司教に対する小教区主任司祭の関係性を拡張した。「しかし特別な意味においての司教の協力者は小教区主任司祭である。小教区主任司祭は、教区の特定の部分において、司

¹³ 有斐閣『カトリック新教会法典』ラテン語版序文 XV 頁参照。

教の権威のもとに、そこに固有の司牧者として人々の靈魂の世話を委託される」(『教会における司教の司牧任務に関する教令』30 項)。そのため、ある意味で小教区主任司祭の仕事は、彼自身のものではあるが、この教令の文章から明らかなように、司祭は司教に代わって行動しているのである。仮に司教が、信者の群れをひとつの地域的小教区として設立するなら、そして一人の司祭をその小教区主任司祭として司教の代わりに任命するなら、それは通常の状況下においては司教にとっておそらく良い理由があつてそうするのであろうから、その特定の場所に自身の代理として司教が送った小教区主任司祭に従属する信者は当然彼に従うべきではないだろうか?自らの司教を自分で選ぶよりも自らの小教区主任司祭を選ぶことの方がより望ましいとされるようなことがあり得るだろうか?自身の本来の小教区生活に加入することの第一の論拠は、司教が特定の地域に住む信者のために奉仕する自らの代理を派遣しているということなのである。司教の代わりに行動するよう送られた者を受け入れる際、カトリックの信者は、自らの司教を愛と従順をもって喜んで受け入れるのである。

『典礼憲章』第 42 項のテキストでは、小教区は、「ある意味で全世界に設立された目に見える教会を表現する」と確言するに至る。言い換えれば、教会とはキリスト御自身のように、人々の生活する特定の場所における時間と空間に生きるものであるという意味で受肉的存在である。受肉の信仰を生きるということの一部には、特定の歴史的かつこの世的なコンテキストにおいては完全な仕方ではないものの、あらゆるところに神の臨在を見、また神の臨在の空間を与えるという両方の意味を含んでいる¹⁴。受肉に関する信仰、ならびに従順のうちに不完全な小教区の状況からくる挑戦を受け入れること、また自分の限界を克服するような自らの資質と努力に基づいた慈しみの業をもって適切な貢献をすることは、自身の本来の地域的小教区とのつながりの維持を支持する第二の論拠となる。

しかも、『典礼憲章』第 42 項に支持される第三の論拠を、「特に共同体として

¹⁴ Cf. A. Borras, *La Parrocchia, Diritto canonico e prospettive pastorali*, Bologna 1997, pp. 57-58.

主日のミサを捧げる時、小教区の共同体意識が盛んになるように努めなければならぬ」という忠告の中に見い出すことができる。これは受身形が使われているものの、こうした努力—この大変な仕事—をおこなう行為者は、小教区主任司祭およびその協働者のみではなく全ての信者であることは明らかであると言えるだろう。いわば信仰、希望、愛に基づく小教区生活のあらゆる次元における範型であり源泉、そして最高の表現としての聖体祭儀を主目に心を込めて計画し敬虔に祝う責任は、小教区に生きる全ての者にある。これから自ら遠ざかることを選んだ人々は、どんな理由があるにせよ、祭儀の質およびその世話にあたる共同体の意識の強さの両方を兎も角にも少しずつ減退させているのである。全ての信者が参加するその他の小教区の諸活動においても間違ひなく同じことが言える。典礼および他の教会活動は多次元的であるが、『典礼憲章』のテキストが強調するところは、以前から存在していた共同体の意識を表現することよりも、むしろ新たに共同体の意識を生み出す小教区生活のことであるよう思われる。

公会議の教会に関する教義憲章『教会憲章』(Lumen gentium) が、司教と小教区との関係の見直しを図っていることは特筆に値する。特にその 26 項「キリストの教会は信者の正当な全ての地方集会の中に真実に存在する」という表現が、司教の部分教会のかしらとしての役割の議論に先立ち、直に司教団についての考察へと続いている点は注目に値する。小教区は、正確にはその「地域性」ゆえに、つまり信者が宣言された御言葉を聴き聖体祭儀を祝う場所であるがゆえに、公会議における教会論において名誉ある一定の地位を占めている。というのは、「教会が持続的に存在しかつ成長しているのは、まさに聖体祭儀の力による」¹⁵からである。『典礼憲章』第 42 項と『教会憲章』第 26 項は、「主任司祭と一体となっている」(pastoribus suis adhaerentes) これら地域の信者の集会の中にキリストの教会が存在することを認め、また一つの聖なる食べ物と飲み物を分かち合うことにおいて「全ての兄弟姉妹が一つとなる」ことを宣言して

¹⁵ Cf. F. Coccopalmerio, *La Parrocchia*, p. 19 (note 6).

いるのである。繰り返しになるが、通常、聖体祭儀とは地域共同体を一つにするものとして理解される。

同様に『教会憲章』第 28 項は、部分教会内での司祭職の役割を扱っており、司祭について語る中で、こうした「各地方の信者の集団において」、「自分が結ばれています司教がある意味で現存させ、司教の任務と気遣いを自分の役割に応じて引き受け、日々の配慮をもってそれを実行する」と述べている。テキストは、続けて「彼ら（司祭たち）は」、「司教の権威の下に、自分たちに委ねられた主の羊の群れの分配された部分 (*portionem gregis dominici sibi addictam*) を聖化し、かつ統治し、自分の持ち場で普遍教会を見るものにする・・・」と述べている。

3. 2. 司牧的配慮を確実にするための「他の何らかの良い手段」がない場合

前述した複数の要点は、地域性の優先という見解に強みを与える傾向があつたが、それらは、決して絶対的な規則を確立するものではない。そして公会議の判断基準や教会法第 518 条の規定を含む既に本稿で検討した他の資料は、特に流動的な現代の都市型社会の状況下では、人を中心とした管轄権の補完方式に幅広い議論の余地を与えていた。事実、地方の教会共同体における地域性というものは、『教会憲章』26 項に引用された新約聖書時代の特徴的な（共同体の）要素として必ずしも必要とされていたものではないと言わされてきた¹⁶。とはいえ原始教会そのものが、複雑な現代社会にとってのモデルとして見られる必要はほとんどない。

私たちの時代に至る地域的小教区の制度は、トリエント公会議によって明確に描出されたものである。トリエント公会議第 24 会期（1563 年 11 月 11 日）の改革に関する教令の第 13 条の中で、公会議の教父たちは以下のような教令を出した。

¹⁶ Cf. J. Coriden, *The Parish in Catholic Tradition, History, Theology and Canon Law*, New York 1997, pp. 10-13.

都市または他の場所で、小教区教会が確固たる境界を全く持たず、主管司祭（rector）が各自の奉仕する信徒集団を全く持たないのにもかかわらず、無作為に秘跡を求めてやって来る者全てに秘跡を授与しているような場合、この聖なる公会議は、司教に対して、自らに委ねられた人々が靈的に善い状態にあるように計らうため、人々を区分し明確にそれぞれの小教区に振り分けるように、また各自に固有の本来の永久的な小教区主任司祭を任命するように命じる。この小教区主任司祭は、自身の信者をよく知ることができ、信者はこの小教区主任司祭からのみ適法に秘跡を受けることができるものとする。あるいは、小教区主任司祭は、その土地の特徴から必要に迫られることがある場合、他の何らかの良い手段を講じなくてはならない。また司教は、小教区教会が全く存在しない都市あるいはその他の場所においては、出来る限り速やかに同様の措置がなされるよう配慮しなければならない。いかなる特権があろうとも、またいかに起源を想起できない古くからの慣習があろうとも、このことが実施されるものとする¹⁷。

見方によっては、このトリエント公会議の規定は、信者が秘跡を適法に受けれる自由を制限しているようにも受け取られるかもしれないが、別の見方からすれば、これは的確な主任司祭による司牧的配慮が全ての信仰者に対して確実になされるようにする為のものであると言える。第二バチカン公会議も同様に、小教区主任司祭は、「まず第一に自分の信者の群れを知るように心がけ」、「信者の家庭や学校を訪問し」、「子供たちと青年たちを注意深く見守り、父親のような愛を持って貧しい人々や病人に接し、労働者について特別な关心を向け、信者の使徒的活動を助けるように励ます」（『教会における司教の司牧任務に関する教令』第30項）ように教えている¹⁸。小教区主任司祭は、いったいどういつ

¹⁷ N. Tanner (ed.), *Decrees of the Ecumenical Councils*, volume II: Trent to Vatican II, London–Washington 1990, p. 768.

¹⁸ 教会法第529条参照。

た家庭を訪問すべきであろうか、どの若者・青年たちを世話すべきなのか、どのような貧しい人々や病者に父親としての配慮を向けるべきなのか？その対象はカトリック信者だけなのであろうか？小教区主任司祭自身の教会の主日のミサに常に出席している人々だけがその対象なのだろうか？それは彼の小教区に在籍登録している者だけなのだろうか？先ほどの公会議の文書は次のようにも述べている。「人々の靈魂の世話（信者の司牧）が、常に宣教的な精神によって行われるようにし、そうしてこの配慮が小教区内に居住する全ての者に（*ad omnes in paroecia degentes*）ふさわしい方法で広がるようにしなければならない」（同30項）¹⁹。属地主義（地域性）の原則は、誰もが確実に主任司祭の配慮を受けられるようにする一方で、教会の役務者の義務に合理的に限界を設けるものでもある。司祭職のまさに根本的存在理由は、司教が祭司、教師、そして牧者である導き手として、常にそしてどこにでも存在することができないということにある。それは個々の小教区主任司祭にとっても同様に不可能なことである。こうした理由から小教区主任司祭の任務は境界線の範囲内という限定的なものとなっているのである。

3. 3. 地域性と普遍性

最後に、教会の普遍性を確実なものにするために小教区の構造の地域性に優先性を与えるべきかどうか議論しておきたい。地域的に定義された小教区においては、誰も排除されず、かつ全ての者が平等である。富める者も貧しい者も、老人も若者も、人種や出身地が違っていても、男でも女でも、様々な専門性・職業を持つ人も、いかなる政治団体に加入している人も、いかなる個人の経験や見解を持つ人も、全ての人が教会の持つ一般性・普遍性に貢献し、かつそれを表すものとして歓迎されているのである。第二バチカン公会議の『信徒使徒職に関する教令』（*Apostolicam actuositatem*）の第10項は、小教区を教会共同体の使徒的活動の中心と定義する際に、この普遍性の原理を繰り返し主張して

¹⁹ 教える任務、聖化する任務、統治する任務の他の諸次元に関しては、『司祭の役務と生活に関する教令』の46項を参照。

いる。公会議の教父たちは、「小教区は、そこに見られる多種多様な人々を全て一つにまとめ、人々を普遍教会へ組み込む」ものであると宣言した。

もちろん、小教区は教会の普遍性を小宇宙として反映するものであるという言い方には無理がある。たとえば近代における郊外または田舎の小教区は、経済的・社会的条件、人種・民族的出自、教育レベル、ある政治団体への加入もしくは物事の考え方の相違というものがあまり見られず、かなりの程度で同質なものであったと言えるだろう。最終的に地域性とは、教会を細分するには不完全な手段ではあるが、受肉の神祕を現実的に示すものとしては、おそらく我々が持ち得る最良のものであろう。つまり地域性とは、特にカトリック的な価値観、つまり位階構造に対する忠実、教会から適法に任命された主任司祭の有する権威に対する忠誠、様々な違いを持った信者間に存在する基本的平等、各自が共通善に貢献するために自らの賜物と努力を用いること、個人の才能や努力だけでは達成不可能な事柄を実現するために、教会内に働く聖靈に信頼することを承認するものである。

以上の全てのことを述べた上で、我々は、地域性の原則が相対的なものであったという少なくともトリエント公会議と同程度の古さを持つ話題に戻ることにする。既に「小教区主任司祭は、その土地の特徴から必要に迫られることがある場合、他の何らかの良い手段を講じなくてはならない」と言っていたように、我々は地域的な組織に代わる司教の手段について思い起こす必要がある。

今日の経験では、教会法第518条が、属人小教区において特別な集団のための（地域性に代わる）代替手段を提供している。既に我々は、信者が教会権威者に対する信頼を保ち続け、その責任の下に留まるようにするために、また司牧的配慮が全ての人に確実に行われるようるために、幾つかの秩序ある取り決めが必要であることを考察して、諸教区がどのように個人による小教区選択に関する特別規定を策定したかを見てきた。こうした中で、既に我々は、非常に急を要する幾つかの要求も見てきた。そのような要求の多くは、特に靈的なものであるがゆえに直に救いに関係するものであって、そのため信者のうちの幾人かを、どこか他の場所でふさわしい慰めが得られるようにするために本

来の小教区における生活から多少とも分離するよう導いている。この事案の解決策は、今しがた議論した、特に信者の共同体についての文脈の中で靈的な満足を見い出すことが重要性であるとする原則に配慮しながら、適切な司牧者の指導の下で慎重な識別の後に実施される必要がある。この論文の次節では、個々のカトリック信者が、その本来の小教区の限界を超えて教会生活に参加できる為の方法について、法律の具体的な規定がいかに柔軟性を認めているかを示したい。

4. 小教区信者と小教区主任司祭に関する教会法上の問題

教会法典の第2集第1巻第1部は、「全てのキリスト信者の義務及び権利」の幾つかを扱っている。同様にその第2部も「信徒の義務及び権利」を取り扱っている。これらの権利は必然的に相手（すなわち、教会共同体全体や他の個々人、とりわけ教会の司牧者）の側からすれば義務を意味する。キリスト信者の義務であろうと教会の司牧者の義務であろうと、そしてたとえ一般的に愛と感謝のうちに担う義務と考えられるものにしても、それでもやはり義務は負担となるものであり、それゆえに厳密に理解されるべきである (*Odiosa restringenda*²⁰：不利になることは制約されるべきである)。したがって、もし信者に義務が課されたならば、信者はそうした義務を、法律に特に他の規定がない限り、当該信者にとってより負担の少ない方法で履行することができると結論づけることも出来よう。教会の司牧者に対しても同様の原則が適用されるべきだろう。我々のこの話題の文脈からすれば、信者に課せられる法律上の一般的義務は、これをしかるべき本来の小教区という背景におけるものとしてだけ、全く制約的なものとして理解する必要は、必ずしもないということになる。同じ理由により、小教区主任司祭の司牧的な配慮に関する法的義務もまた、その司祭の小教区の枠内を超えるものではない。当然、特殊な事情においてはこれを修正しなければならなくなる。小教区民が仕事や勉学あるいは休暇等で自分

²⁰ *Regulae Iuris*, n. 15.

の本来の小教区を不在にするとき、この小教区民の司牧的要求は臨時的に誰か別の司祭によって対処されているものと本来の小教区の司祭が考えることができるだろう。もし万が一、小教区民が家から遠く離れた場所で病気になつたら、その者の本来の小教区の司祭は、遠方の病院付礼拝堂主管者司祭が適切に対応してくれるものと期待できるだろう。同様に、臨海地域にある小教区の主任司祭は、たとえば夏季休暇の間だけ彼のところにやって来る信者たちに関して、当然、彼らの故郷の小教区主任司祭が堅信を受ける準備等を進めているものと思うだろう。こうした事例はあまりにも自明のことかもしれない。

しかしここまで明確とは言えないのが小教区ショッパー（自分で小教区を選択する信徒）の問題なのかもしれない。本来の固有の小教区ではなく自分で選択した小教区における彼らの法的権利とはいっていいどんなものであろうか？同様に、彼らが本来の自分の小教区に代えて別の小教区を選んだことにより、選択された小教区の司祭は、これらの「訪問者」である信者に対して、どのような義務を負うのだろうか？そして逆に、小教区ショッパーが離れ去った自身の本来の小教区に対して何か義務があるとすれば、それは何であろうか？さらに彼らの本来の小教区の司祭は、これらの者に対して、なおもどんな義務があると言えるのだろうか？私はここで、教会法典の第2集において列挙されている幾つかの重要な権利および義務について簡単に調べるとともに、さらに第4集「教会の聖化する任務」の中でも特に秘跡の舉行に関する特定の具体的な事項について吟味したい。

まず、教会法典の第2集の最初の2部（第1部と第2部）の中でいかなる教会法の条項が、小教区の生活および小教区構成員としての資格に関連しているかを問うべきだろう。広義に解釈すれば、これらの条項のほとんど全が、小教区生活にある程度適用できるものである。たとえば、身分の選択において強制を受けない自由（第219条）や、プライバシーを守る権利（第220条）等である。また小教区は、多くの信者が福音宣教に寄与する場所であり（第211条、第225条第1項）、使徒職に参与する場所でもある（第216条）。しかしながら

この箇所の条項の中でも、我々のテーマに最も密接に関連しているのは、やはり信者とその司牧者との間の相互作用に関わるものであるだろう。

4. 1. 従順、要求、意見表明

これらの条項の中で特に教会法第 212 条が重要である。本条では、信者は自己の「教会の聖なる牧者たち *sacri pastores*」に従順する義務があることを確認しており（第 1 項）、また信者は自己に必要なことの要求及び自己の望みを牧者に表明する自由を有し（第 2 項）、さらに特定の事情の下では、信者は自己の意見を教会の牧者に表明する権利及び時としてその義務をも有すること（第 3 項）を確認している。この場合、いったい誰が「教会の聖なる牧者」なのであろうか？この呼称は、教会法典で広く使用されている用語ではなく、これらの編でもわずか 2 度だけ使用されているだけで（第 213 条と第 228 条第 1 項において、それぞれ「靈的な善益援助の源」と「教会の職務と任務への参加」を扱っている）、あとは第 652 条第 2 項で（修練者が牧者を敬愛する者となるように養成されるべきであると言及している）1 度だけこの用語が用いられている。この「教会の聖なる牧者」という用語には明らかに司教も含まれているが、いずれの場合も靈的配慮が委ねられた他の司祭もまた、この意味に解釈され得るのである。教会法第 212 条の第 1 項及び第 2 項に関して、別的小教区の信者は、本来の小教区民と同様の義務及び自由を有すると解釈できるだろう。一方で、自己の意見を表明する権利は、個人と別的小教区主任司祭の間にいかなる法的関係も存在しない場合には、当然その権利は弱いものとなるかもしれない。

4. 2. 精神的支援

教会法第 213 条で保障された、教会の靈的な善益の支援、特に神の御言葉と秘跡による支援を受ける権利は、当該「教会の聖なる牧者」の側からすれば、この権利に同時に付随して生じる義務を伴うものである。ここで扱われている信者の権利、そして教会の聖なる牧者の義務とは、該当する靈的善益が何を意味するのかによって、またその他の諸事情によって異なってくるであろう。我々

は、これから様々な事例を考察していくが、通常の状況下において正論を言うならば、秘跡に関して広くカテケージス（要理指導）を受けたり秘跡のための準備をすべき場所とは、本来の小教区であって、自己の固有小教区の司祭以外に、他の小教区司祭に対してこれを求める権利は存在しないということが一般的に正しいと言うべきである。ただし、ここで次のことを付け加えておくべきかもしれない。すなわち、たとえいかなる法的関係がなくとも、また厳密に法的な権利が関わっていない場合でさえも、本来は別の小教区の信徒であっても特定の小教区の司祭が自分の小教区共同体に快く迎え入れた人々については、その司祭はこれらの人々に対して適切な靈的援助を提供すべき、より大きな道義的な責任を負うものと思われる。またこれらの人々が、自ら選んだ小教区での生活に重要な貢献をするような場合も同様であろう。

4. 3. 集会

教会法第 215 条は、愛（慈善）、信心の促進、およびキリスト信者の召命の促進のための集会を自由に持つ権利を確認している。この権利は、人間の社会的性質から、また受洗者としての尊厳からも導き出されるものであるが、会の規約やその他の特別法もしくは特定の指針によって統制されるべきであって、教会の財産を使用する際の規則もこれに含まれていなければならない。たとえば、小教区に基づくような会は、その構成員は合法的に小教区民に限定することができるだろう²¹。

4. 4. キリスト教教育

教会法第 217 条は、キリスト教教育を受ける権利を確認しており、これには二重の目的があるとしている。それは人格的な成熟を目指して励むこと、そして救いの神祕を知り、かつそれを生きること、すなわち人間らしい文化的教育と宗教的な養成である。この権利は、教会法第 229 条第 1 項においてさらに詳

²¹ Cf. Coriden, *The Parish in Catholic Tradition* (note 14), pp. 53, 62. この中で著者は、集会を持つ権利を「選ばれた小教区」を支持する議論において取り上げている。

述されている。ここでは、カトリック信徒が各自の能力と立場に応じてキリスト教の教えに関する知識を習得する権利と義務が認められている。さらに教会法典の第3集、教会法第794条第2項においては、これに関する教会の相補的な責任を厳格に定めて、「司牧者は、全ての信者がカトリック教育を受けることができるよう、あらゆる措置を講じる義務を有する」と明記されている。厳格な表現であるにもかかわらず、この規定そのものは曖昧なものであり、小教区の学校の存在またはカトリック教育を行う学校を提供する小教区の司祭の責任については具体的なことは何一つ述べられていない。実際、教会法第802条第1項では、例えば国家等が主催する「キリスト教精神に貫かれた教育を施す」学校の設立がなされない場合には、このような学校を設立することは教区長である司教の責任であるとしている。アメリカ合衆国では、おそらく信者が自分の本来の小教区以外の小教区に関わることになる最大の理由が、小教区立の学校の存在であると考えられる。小教区立の学校への入学が許可されるためには、学童を有している家族の側が、いわゆる小教区民の資格を持つことと定期的に小教区に対して財政的な貢献をしていることが、しばしば小教区の司祭によって要求されるものである²²。自分の本来の小教区に学校がない両親が、学校のある小教区に登録をして、その小教区生活に積極的に参加するという典型的なケースがこれである。その理論的根拠は明らかである。すなわち小教区立の学校の成功は、それに伴って小教区の幅広い価値や各種プログラムと密接に関連していくことにつながるのである。いったん最初の子が入学を許可されると、他の子どもたちは選択されたこの小教区で洗礼を受けることになるし、学齢期の子どもたちはその小教区で堅信や初聖体を受けることになる。そして大人になった子どもたちはそこで結婚するのである。普遍法はこれを調整するような規定を設けていないし、もっとも本論の前半で言及した各教区の特別措置は、間違いないこの現象に対応して出現したものと考えられる。普遍法は、キリスト教教育を受ける権利を確認しながらも、その具体的な手段を詳細に述べ

²² この事案において、国家法による制度化を含めた経済的な措置を正当化することは、重要な問題ではあるが、恐らくそれはここで問題視されることではない。

てはいないのである。しかしながら、そのような権利が主張され得るのは信者が義務・権利関係を有する相手、すなわち教区の司教および小教区の主任司祭に対してのみである。本来の教区にカトリック教育の為のプログラムがあったとしても、これが学校ではない環境で実施されていることから、両親によって子供のニーズが満たされないものと判断されてしまうことがあるが、これが結局、子供をカトリックの学校に入学させるために、本来の教区の生活への参加を打ち切ってしまうほど嘆かわしい事態につながる可能性がある。とはいっても、相反する価値を秤にかけるなら、例えば教区司教がさらなる改善の措置を講じない状況下では、教会法第 793 条第 1 項によって保障された両親が自分の子供を教育し子供のカトリック教育のために最良の手段を選択できるという、親の義務および権利は、教区の地域性を確保するという抽象的概念よりもはるかに重要であると言えるのかもしれない。

4. 5. 教会への支援

全ての信者が、「神の礼拝、使徒職及び愛の業、並びに奉仕者の生活の正当な維持に必要なものを援助するために」、教会の要請に応じて支援すべきことを定めている教会法第 222 条第 1 項の義務の中には詳しいことは何も書かれていない。当然、ここで言う必要なものや援助の程度とは一般的にも、個別的にも、および地域的な場合を含むあらゆるレベルで行われるべきものと考えるべきだろう。しかも、信者が教区の活動を不在にする場合でさえも、各々の本来の教区を支援することが想定されているのである。教区の維持が信者の支援に頼っている場所では、教区をショッピングする、いわなれば「選り好み」する慣行が広く行われるようになれば、「選択されない」教区には不利益な影響を与えることになってしまう。法文は、具体的な義務を負わせるよりも、自由な献金を促しているように思われる。教会法第 1263 条は、「重大な必要がある場合」にのみ、かつ経済問題評議会および司祭評議会の意見を聴いた後で、教区司教は「教区の必要を満たすため」個々人に対して「臨時で適度な額の」負担金を課すことができるとしている。第 1266 条では、教区でのプロジェクト

トを含む各種事業のために、地区裁治権者は全ての小教区で寄付の収集を命じることができることを確認している。ちなみに、部分教会の地域的な構成という視点から見れば、教区司教が教会法第1261条第2項の規定に従って、「信者に対して第222条第1項に定められた義務について注意を喚起し、またその履行を適当な方法で促す」際に、このことを専ら疎かにされた地方の小教区の必要に充てるためにこれを行うことを考慮しない理由もないと言うべきだろう。

この条項が、信徒ばかりでなく、全てのキリスト信者に適用が可能であることは特筆すべきことかもしれない。したがって、清貧な修道者さえも当該条項に拘束される以上、ここで言及される支援を与える義務とは、専ら物理的な財産以上の観点から理解されるべきである。このことは、我々がここで扱っている話題にとって特に重要である。なぜなら、聖務者および小教区民が教会の為に提供する時間および能力の点で困窮しているような地方の小教区が、即時的に利益を見出し得る別の小教区に人々が好意を示すあまり、簡単に切り捨てられるようなことがあってはならないからである。

4. 6. 小教区司牧評議会

小教区に司牧評議会が設置されている場合、その構成員には「キリスト信者と、職務上その小教区の司牧に参与している者」も含まれると教会法第536条第1項は規定している。そこで、自ら選択して小教区民となった者もこのような評議会の構成員となり得るのかという疑問が湧いてくるかもしれない。普遍法では、職務上 (*ex officio*) 奉仕する者以外の人々については、構成員としての資格についての明確な規定を設けていない。自ら選択して小教区民となった者は、時としてその小教区内に住所を有していないことが推測されるため、本来的には小教区に所属していない他の信者も同じように構成員になり得るのかと論じることも可能である。いずれにせよ、第2項で特筆されているように、ここでは教区司教が定めた規則に従わねばならず、これらの規則はこの問題を全面的に捉えたものでなければならない。

4. 7. 秘跡一般

教会法第 843 条には各人の（秘跡に関する）義務についての総則が設けられている。第 1 項では「聖務者 *ministri sacri*」の義務が規定されているが、「聖務者」とは司祭や助祭を指す言葉だが、場合によっては正当に委任を受けた司祭や助祭の代理として聖務に関わる信徒にまで拡大されて用いられることがある。第 2 項では「司牧者および他のキリスト信者が、各自の教会における役務に従つた」義務が規定されているが、それはたとえば、両親、代父母、保証人、カテキスタのことを指している。

聖務者は、「適宜に秘跡を求める者に対して、その者がふさわしく準備しており、かつ法律上秘跡の受領を禁じられている者でないならば、秘跡を拒んではならない」。法に別段の定めがない限り、聖務者が任務を果たしている小教区に秘跡を求めて来る人が、自らの責任に帰属することになるか否かは、この一般原則によって判断することになる。法が定める前提条件が満たされているかどうか、および適切な状態かどうかは、靈魂の牧者つまり司牧者及び第 2 項が言及する者の判断によることが多いのかもしれない。これらの者が、「所轄の権威者が制定した規定に留意しながら、秘跡を求める者が適切な福音宣教及び信仰教育により、秘跡受領の準備を整えるよう配慮する」責任を有するからである。ここで単なる聖務者と司牧者とを区別することが重要である。というのは、個人との面識があり、現地の規則がそれぞれの人に適用されるかどうかの判別は、第 2 項が適切に履行されるかどうかといったことと関係していて、これにはしつかり小教区に定着している当事者と司牧者との関係が前提とされるからである。成人した信徒がどこででも聖体に与る権利を有し、いかなる聴罪司祭からも自己の告白を聞いてもらう権利を第 1 項により当然主張できる。その一方で、第 2 項の規定では、各自の本来の小教区の外で初聖体を受けたり結婚したりするような要求を排除しているように思われる。それぞれの秘跡には、さらに具体的な規則が適用されることになる。

4. 8. 洗礼

教会法第 857 条第 2 項は次のように規定している。「原則として、成人は自己の小教区教会において洗礼を受け、幼児は両親の小教区教会で洗礼を受けなければならない。ただし、正当な理由の存する場合はこの限りでない」。このような成人が未受洗者である以上、その者の小教区が決められるということは、あくまで類推適用によるものであり、おそらく教会法第 206 条第 2 項が示唆する洗礼志願者の特典によるものと考えられる。この規定の論理的な根拠とは、洗礼志願者が地域の小教区共同体の中で育てられ、そこで洗礼のための準備を受けるのだという推定に、ある程度基づいてはいるものの、それが事実でないことも容易にあり得るだろう。たとえば改宗者は、自分の婚約者の小教区で求道期間の道程を歩むかもしれない。このことが、別の場所で洗礼を受ける正当な理由を形作るかもしれない。ただ、これよりも明確さに欠ける事案としては、両親が自ら選択した小教区で幼児に洗礼を受けさせる場合である。教会法第 857 条は、誰が正当な理由が存在するか否かを判定することになるのかを明確にしていない。それは洗礼地の小教区の主任司祭だろうか、あるいは本来の固有の小教区の主任司祭だろうか、もしくは誰か他の権威者だろうか、または洗礼を受ける本人だろうか、あるいは幼児の両親だろうか? この件に関する特別法が制定されることが、その解釈に役立つであろうし、また洗礼の授与を立証するという、隨時発生することになる問題に慎重に対応するためにも役立つだろう。

4. 9. 堅信

洗礼に関する教会法第 857 条第 2 項に類似の条項が堅信には何一つない。とりわけ、堅信の授与に関連して広範囲にわたるカテゴージスを行う伝統的観点からすれば、本来の固有の小教区が前提となっているように思われる。しかしその一方で、それが明確に規定されているわけでもなければ、本来の小教区以外の場所で堅信を受けるための本来の小教区の主任司祭の許可申請等が規定されているわけでもない。そもそも、堅信式は司教にとって、或いは多くの小教

区から堅信を受けに来る人々にとって相応しい場所で、例えば司教座聖堂などの特別な場所で授与されるべきだと規定されていても良さそうである。実際、教会法は、堅信志願者の固有の小教区の外で堅信式が行われることをも想定していると言うべきである。教会法第 887 条は次のように規定している。「堅信を授ける権能を有する司祭は、その指定された領域内において、外来者に対しても適法にこの秘跡を授けることができる。ただし、その外来者の固有の裁治権者がこれを禁止する場合はこの限りでない」。司祭が堅信の秘跡を授ける権能を有するためには、種々異なる資格が存在する。例えば教会法第 883 条第 2 項によれば、小教区主任司祭が職務上、成人した者へ洗礼を授ける場合またはカトリック教会との完全な交わりに迎え入れる場合には、法そのものにより (*ipso iure*) その資格があるものとされる。それゆえ、その成人には別の固有の小教区主任司祭がいるような場合であっても、正当に堅信が受けられたものとされる。法律のいかなる条項も、子どもが本来の小教区以外の小教区で堅信を受けることを全く妨げてはいないと言うべきだろう。

4. 10. 聖体

通常の状況での聖体の受領に際して、法律は、信者に幅広くその機会を提供しているように見受けられる。事実、教会法第 912 条は、次のような記述により、その権利を保証している。「受洗者は全て法律上禁じられていない限り聖体拝領ができ、かつ授けられなければならない」。この条項でも、他の箇所でも、場所に関する制限はない。同様に第 923 条でも、信者が「いかなるカトリックの典礼においてもミサに参加し、かつ聖体を拝領すること」ことが認められている。さらに、主日および守るべき祝日にミサに与る義務については、教会法第 1248 条第 1 項によれば、「祝日当日又は前日の夕刻、いざこにおいてもカトリックの儀式によって捧げられるミサに与る」ときに、その義務を果たすことになる。法律は、本来の小教区のミサに参加すべき義務を課してはいないのである。

ちなみに、聖体祭儀に関連して、特定の二つの事態のための特別規定が設け

られている。最初の事態とは、臨終の病者のための聖体拝領である。教会法第911条第1項では、「臨終の聖体拝領のために至聖なる聖体を病者に運ぶ義務及び権利」を有する者を列挙しているが、その一番初めに挙げられているのが主任司祭である。教会法第911条第2項では「主任司祭の許可が少なくともこれが推定される場合」は、他の者にも聖体の授与が許されるが、「ただし、その授与については後に主任司祭に報告しなければならない」とされている。この条項はどの主任司祭を指しているのだろうか？これが本来の小教区の主任司祭を意味しているものと考えるのは難しい。もしその意味であるなら、教会法第1115条のような形式で本来の小教区の主任司祭が指定されていたことだろう。それは、病者が現に滞在している場所の小教区主任司祭を意味しているのかもしれない。あるいは、死亡の通知を受けた後に司牧的な援助を行うことになる司祭を指すものかもしれない。すなわち、代理人によって自らの責任を履行する者、あるいは後にこの病者を世話することになる司祭を意味するのだろう。ある人が自ら別的小教区を選び、その人の固有の小教区主任司祭がこれを知りながら、これに異議を唱えていない場合には、当然、その司祭が別の司祭に臨終の聖体拝領を施すことを許可しているものと推定できるだろう。ただこの条項で独特なのは、臨終の病者への聖体拝領が小教区主任司祭の権利として記述されていることである。この件についても、特別法の制定が役に立つことだろう。そのことは特に、多くの小教区からの病者を世話する病院等において臨終の聖体拝領を施す場合に関して、とりわけ有用であろう。

教会法第914条では、子どもの初聖体の準備は第一に両親に任せられているが、主任司祭にもその責任が委ねられている。ここでもやはり「本来の」小教区の主任司祭に関する言及はなく、またカテケージスを進める上で、或いは初聖体を授ける上で本来の小教区の主任司祭に何らかの権利があるかどうかに関して何の記述もない。本来の主任司祭の義務は、別の小教区主任司祭（すなわち信者が自ら選択した小教区の主任司祭）がこれを履行することで緩和されてしまうのである。そもそも、初聖体が受けられる際には、その子供が「十分に準備ができているかどうか」に関して、異なる基準が適用されることが別的小

教区に加入する理由になるかもしれない。このように、誠実な司牧的判断を行う司祭に対して自分が納得できないときに（行政的な不服申し立ての手続を踏むことなく）いつも簡単に別の小教区を選ぶ小教区ショッパーが、どれほど教会内の健全な管理統制に問題を引き起こすかということの一例になるだろう。この場合も、やはり特別法の制定が、この分野における紛争を防止できるかもしれない。

4. 11. ゆるしの秘跡

教会法第 914 条で規定されている聖体の秘跡の準備には、ゆるしの秘跡が含まれるが、子どもの初めての罪の告白を聞くのは必ずしも小教区の主任司祭とは限らない。事実、罪のゆるしを与える資格を有する者の中から、自らの聴罪司祭を選ぶことに関して、法律は信者に対していかなる規制も設けていない。教会法第 986 条第 2 項では、緊急の必要があるときは資格を有する全ての司祭が信者の罪の告白を聞く義務があり、同条はさらに、死の危険がある時は全ての司祭（還俗した司祭や懲戒罰を受けている司祭も含む）にも同じ義務を課しているのである。教会法第 991 条は、「全てのキリスト信者が、異なる典礼の司祭であっても適法に承認された聴罪司祭に任意に罪を告白できる」ことを保障するものである。この規定が「権利」という観点からではなく「自由」という観点から作られたものであることに我々は注意すべきである。そうでなければ、上述のように緊急の場合にのみ義務を負う聴罪司祭の側にも、相補的な義務が課されていたことだろう。教会法第 986 条第 1 項により靈魂の世話（司牧）が委託された者は、「自己にゆだねられた信者が罪のゆるしを合理的に求めるときには、それがかなえられるように配慮する」義務を負うものとされている。司牧者自身に罪の告白を聞く義務が特別に課されているわけではないし、実のところ、特定の状況の下ではむしろ他の者が罪の告白を聞くようになることが望ましいかもしれない。小教区の主任司祭の厳密な義務とは、自らの固有の小教区民の世話をすることに限定されている。それゆえ他所の信者は、（原則からすれば、別の主任司祭に対して）自分に都合のよい日時を定めて罪の告白を聴い

てもらう権利を主張できないのである。一方、とりわけ司教座聖堂や都会の小教区や修道会に属する教会でなされてきた栄誉ある伝統として、小教区民ではない者のために罪の告白を聞く準備を整えているという慣習も見過ごすわけにはいかないだろう。このように、信者が *copia confessariorum* すなわち豊かな罪の赦しの恵みを確実に受けられるよう必要な措置を講じるべきである。

4. 12. 病者の塗油

臨終の聖体拝領の文脈において上述したのと同様の規定が、病者の塗油の秘跡に関する教会法第 1003 条第 2 項においても定められている。この場合もまた、靈魂の世話（司牧）の任が委ねられている者が、自己の司牧的職責に委ねられた信者に対して、秘跡を執行すべき義務と権利を有する。他の者がこれを行うには、少なくとも職務上司牧の責任を有する者の許可が推定されることが必要である。

4. 13. 婚姻

婚姻は、司牧的にも教会法的にも事情が複雑なため、婚姻と本来の小教区との関係は、おそらく他の秘跡の場合に比べてより強固なものと思われる。教会法第 1115 条は、以下のように規定している。

婚姻は、契約当事者の一方が住所又は準住所を有する小教区、又は 1 か月以上滞在する小教区で挙式されなければならない。住所不定者の場合は、この者が現に滞在する小教区で挙式されなければならない。ただし、自己の裁治権者若しくは自己の主任司祭の許可があれば他の場所で挙式することができる。

属人小教区であっても、少なくとも部分的には属地的なものもあるので、これらも上記の規定に含まれるものと考えるべきだろう。この場合、どの小教区を指すのかについては疑いの余地はない。確かにここでは「本来の小教区」

という言葉が使われておらず、むしろ詳細にして具体的な記述が優先されている。それには1ヶ月間の居住者に関する特別の規定等も含まれているのである。教会法典の他の箇所では許可が推定されていれば十分であるのに対して、ここでの許可是、むしろ明示的に与えられるべきものと理解される。ちなみに、この場合の権威者は、本来の小教区の主任司祭か現地の裁治権者のどちらかである。それゆえ、本来の自分の小教区と連絡が取れない者は、教区本部から許可を得ることによって、この条項の要件を満たすことになる。教区内の小教区ショッピング現象を踏まえた特別法が制定されることによって、上記の許可を申請するための適切な手続きを確立することができるであろう。そしてこの特別法では、おそらく選択された小教区の主任司祭の役割についても言及されるべきだろう。教会法第1115条の要件に、より注意深く配慮することで、部分教会は自らの境界内での小教区ショッピング状況を監視できる機会が得られることになるだろう。教会法第1115条の規定は、合法性(*ad liceitatem*)のみを論じるものである以上、これは当然のことながら例えば婚姻が有効に成立するために(*ad validitatem*)必須とされる挙式の立会人に関する教会法第1108条の規定とは区別すべきである。

4. 14. 葬儀

教会法第1177条は、信者の葬儀が行われるべき場所に関する規定を設けている。第1項では、総則として葬儀の場所に故人の所属小教区を指定しており、詳細な記載がないものの、おそらくは本来の小教区を推定しているものと思われる。故人または故人の葬儀を担当する者たちは、第2項によれば、以下の2点を条件として別の教会を選ぶこともできる。その際には、まずその教会の統治者(主任司祭または主管者司祭)の同意が得られること、そして死亡者の所属する小教区の主任司祭への通知をおこなうことである。これらの条件には十分な理由がある。そもそも原則として、自ら選択した場所で葬儀を行う権利はないため、教会側の統治者は自己の管轄する場所で葬儀を行うか否かについて自由に裁量できるのである。ただ、どこか別の場所で葬儀が行われるために、

本来の小教区の主任司祭の同意を求める必要はほとんどの場合ありえない。なぜなら、もはや故人に対しては司牧的な責任はなく、今となってはカテケージスを授ける責任もないからである。しかし同時に、この主任司祭は死亡の通知を受ける権利を有している。それによって主任司祭は、第一に自分の小教区民の死を知ることができるとともに、あわせて他の場所で葬儀のための措置が講じられたことも確認できるからである。この規定は、当事者が長期にわたって自分の固有の小教区を去った小教区民のような場合であっても適切な措置であると言える。なぜなら、この最終的な通知をもって、小教区の主任司祭が、その信者に対する自身の責務から最終的に解放されたことを知ることになるからである。

4. 15. 免除

教会法第 1196 条により、小教区の主任司祭は、自己の従属者に対しても滞在者に対しても私誓願を免除する明確な権限が与えられている。自ら選択して小教区民となった者も、当該免除を受領する地域に滞在する限りこれに含まれると言うべきであろう。同様に教会法第 1245 条もまた、小教区の主任司祭に対して、守るべき祝日若しくは償いの日の順守義務を免除する権限を与えている。この規定では、主任司祭が誰を受取人としてこの免除権を行使することになるか詳細な記載がないものの、教会法第 91 条の一般原則に従えば、主任司祭は、従属者がどこにいようと彼らに免除を与えることができるとともに、領域内に滞在している訪問者にも自身が免除を与えることができることになる。ちなみに教会法第 1245 条は、小教区の主任司祭は、この問題について教区司教の規定に従うべきであると定めている。自ら選んで小教区を選択した小教区民は、ある意味で訪問者とも考えられるのかもしれないが、仮に免除が与えられた場合、これを行使できるためには、現にその領域内に滞在していることが必要となる。

4. 16. 司法的・行政的立場

小教区民でない信者が、自らの権利を保護するための訴訟を行うか、行政上

の訴訟手続きを進める際、当然、その者がどのような立場にあるかを問うことになる。そして当該信者が、自分は守られるべき正当な権利を有していると立証できるなら、規則に従ってこの問い合わせに対して肯定的な答えが与えられて然るべきだと考えられる。こうした権利の多くは、ここで考察したものの中に含まれており、他の権利もおそらく同様に考えることができるだろう。

例えば小教区民ではない者が、小教区の廃止手続きに反対し、その結果として生じる教会堂の閉鎖を差し止めるための行政不服申し立てを行う立場(資格)を有するだろうか?教会堂というものを教会法第1214条は、「神の礼拝に当てられた聖なる建物を意味し、信者は、神に対する礼拝を特に公的に行うために、その教会堂に入る権利を有する」と理解している以上、教会堂の閉鎖によってそのような権利が否定された信者なら誰でも、そうした決定に対抗するための行政手続きを申し立てる立場にあると言えるだろう。

結論

結論として、以下の所見を提示したい。

1. 小教区ショッピング(物色)という現象、あるいは自己の地域的な固有小教区もしくは属人教会ではない別の小教区に対する、もはや臨時的とは言えない程度の積極的な参加と言えるこの現象は、近年次第に拡大しており、これが消えそうな様子はない。
2. 信者が各自の固有の小教区ではない別の小教区を選択する動機となる理由の中には、十分に評価されるべきものとそうでないものがある。
3. 属地性を優先する教会法的・神学的な傾向がある一方で、この一般原則に対する例外を両方の側面から正当化することもまた可能である。
4. 法律が明確に示すように、信者の義務の多くは特定の小教区に対するものではないが、それでもやはり、教会生活の社会的な側面を考

えると、信者が地域の信者共同体と一体化することが前提とされている。

5. 小教区の主任司祭は、自己の司牧的配慮に委ねられた信者に対して教会法上の義務を有する。また、訪問者として滞在する者に対しても義務を有するものの、これら訪問者は、各々の固有の小教区を有するため、それ相応に（滞在地においては）当該義務の程度は弱いものとなる。逆に、これらの者は、司牧上の義務に相補的に結びついている以上、信者の権利も、概ね属人小教区や本来の属地小教区に対してのみ法的に有効なものと解釈すべきである。他方で、小教区の主任司祭が、自己に委ねられた従属者以外の者を、その者たちから小教区生活への実質的な貢献（献金等）が得られることを期待して自己の小教区に迎え入れたような場合には、これらの者に対して司牧上の配慮義務を道義的に負うものと言えるだろう。
6. 本来の自己の小教区ではなく、別的小教区での生活に参加することを選択するとき、多くの場合には互いに異なる価値を識別することを伴う。本来の小教区の主任司祭は、このような識別に当事者として参加すべきである。
7. 法律は、信者が自分の固有小教区の外にいても、とりわけ御言葉と秘跡による靈的援助を受ける広範な自由を保障している。このような自由は、各自が参加し、かつ各自が貢献する信者共同体に対するコミットメントと釣り合いが取れていなくてはならない。
8. 固有の小教区以外の場所で祭儀が行われるために明確な法的措置を要求する規定としては、婚姻に関する教会法第 1115 条および葬儀に関する教会法第 1177 条がある。
9. 実際、小教区の選択現象を規制するための規則（法令等）を制定した教区もある。これらの規則が、とりわけ適切な司牧的配慮を保障するものであるなら、さらに慎重な識別を促し、かつ全ての信者が地域の共同体との一体感を持つことを保護し得るなら、これらの規則

には大きな価値があると言える。そこで以下の点に注意すべきである。

- (ア) こうした規則の性質が全ての関係者に明らかにされている必要がある。
- (イ) 競合する価値・有用性について、適切にバランスが取られていなくてはならない。
- (ウ) それぞれの当事者の役割が明確にされているべきである
- (エ) 属地的な小教区内に個人のための属人的な小教区を設置することも考慮する余地があるのかもしれないが、安定性と管理監督の観点から、少なくとも本来の小教区とその主任司祭には、最小限度の責任だけでも確保されていることが、より慎重な立場であるのかもしれない。

もしいずれかの主題が、一つでも以上の考察から逸脱していると見極められるなら、柔軟かつ慎重に対応すべきである。なぜなら教会組織は、福音および神の民の救済に役立つように構成されているものだからである。これらの教会組織は不完全であるがゆえに、柔軟に運用されるべきものである。にもかかわらず、トリエント公会議の教父たちが「何か別の、他のよりよい方法」と呼んだものを我々が見つけ出さない限り、また見つけ出すまでは、我々は多かれ少なかれ時の試練に耐え抜いてきた教会の伝統に敬意を表す方が賢明であると思われる。

ジェームズ・J・コン（イエズス会）